

平成 30 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名：株 式 会 社 J B イ レ ブ ン  
代 表 者 名：代 表 取 締 役 社 長 新 美 司  
（コード番号：3066 名証第二部）  
問 合 せ 先：取 締 役 相 川 眞  
電 話 番 号：052-629-1100

## 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	平成 30 年 8 月 1 日
(2) 発行する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 8,800 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 917 円
(4) 発 行 総 額	8,069,600 円
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法によります。
(6) 出 資 の 履 行 方 法	金銭報酬債権の現物出資によります。
(7) 割当の対象者及びその 人数並びに割り当 てる株式の数	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）5 名 7,600 株 執行役員 2 名 1,200 株

#### 2. 発行の目的及び理由

当社は、平成 29 年 5 月 9 日開催の当社取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）及び執行役員（以下総称して、「対象取締役等」といいます。）に対し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

また平成 29 年 6 月 26 日開催の当社第 36 期定時株主総会において、本制度に基づき、既存の金銭報酬額とは別枠で、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に対して、年額 20 百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び本制度により、当社が新たに発行し又は処分する普通株式の総数を年 30,000 株以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日開催の当社取締役会において、第 38 期事業年度（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）の報酬として、対象取締役 5 名に対し金銭報酬債権 6,969,200 円、執行役員 2 名に対し金銭報酬債権 1,100,400 円を支給し、対象取締役等が当該金銭報酬債権を現物出資の方法により、当社が新たに発行する普通株式 8,800 株（うち執行役員 1,200 株）を割り当てることを決議いたしました。

なお当該金銭報酬債権は、当社と対象取締役等との間で、概ね以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結すること等を条件として支給いたします。

### 3．譲渡制限付株式割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間

平成30年8月1日～平成34年8月1日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象取締役等は、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が本譲渡制限期間（ただし、本譲渡制限期間中に、対象取締役等が当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合には、本払込期日から当該退任までの期間とする。）中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（ただし、対象取締役等が正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点）をもって、当該時点において対象取締役等（ただし、対象取締役等が死亡により退任した場合は対象取締役等の相続人）が保有する本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）の全部につき、譲渡制限を解除することとします。

ただし、対象取締役等が、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位から正当な理由により退任・退職した場合又は死亡により退任した場合には、当該退任・退職等の直後の時点をもって、本払込期日を含む月から当該退任・退職等の日を含む月までの月数を48で除した数に、当該退任・退職等の時点で対象取締役等が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の譲渡制限付株式について、譲渡制限を解除することとします。

#### (3) 当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間満了時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当然にこれを無償で取得することとします。また、対象取締役等が本割当契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、当社は当該時点をもって、本割当株式の全部を当然に無償で取得することとします。

#### (4) 株式の管理

譲渡制限が解除されていない本割当株式は、譲渡制限が解除されるまでの間、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないよう、対象取締役等が東海東京証券株式会社に開設した口座で管理するものとしてします。

#### (5) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会決議（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会決議による承認を要さない場合においては、当社取締役会決議）で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において対象取締役等が保有する本割当株式のうち、合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって本譲渡制限を解除するものとしてします。

この場合には、当社は上記の定めに基づき当該組織再編等の効力発生日の前営業日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとしてします。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額については、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（平成 30 年 7 月 12 日）の名古屋証券取引所における当社普通株式の終値である 917 円としております。これは、当社取締役会決議日に最も近い市場取引日の価格であり、発行価額の設定について合理的と考えております。

なお、この価額は、当社普通株式の名古屋証券取引所における当社取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間（平成 30 年 6 月 13 日から平成 30 年 7 月 12 日まで）の終値単純平均値である 920 円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率は 0.33%（小数点以下第 3 位を四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）同直前営業日までの 3 か月間（平成 30 年 4 月 13 日から平成 30 年 7 月 12 日まで）の終値単純平均値である 917 円からの乖離率は 0.00%、及び同直前営業日までの 6 か月間（平成 30 年 1 月 13 日から平成 29 年 7 月 12 日）の終値単純平均値である 940 円からの乖離率は 2.45%となっており、特に有利な価額には該当しないものと判断しました。

#### 5. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株発行は、希薄化率が 25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないことから、名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 34 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上